

日本心身医学会 中国・四国地方支部会則

第1章 総則

第1条 本支部は、日本心身医学会(以下本学会と略す)の会則第24条に基づく地方支部で、日本心身医学会中国・四国地方支部(以下本支部と略す)と称する。

第2条 本支部の所在地は、香川県木田郡三木町大字池戸 1750-1 香川大学医学部医学教育学講座とする。

第2章 目的および事業

第3条 本支部は本学会の目的ならびに事業に協賛し、その推進をはかることを目的とする。

第4条 本支部は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年1回の定期支部総会ならびに支部代議員会の開催
2. 学術集会(日本心身医学会中国・四国地方会)の開催
3. その他、本支部の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条 本支部会員は次の3種とする。

1. 普通会員
2. 学生会員
3. 賛助会員

普通会員は、本学会会員のうち中国・四国地区(岡山県、広島県、島根県、鳥取県、山口県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県)に在住するもの。学生会員は学部生とする。賛助会員は本支部の趣旨に賛同する個人・団体・会社および事業所とする。

第6条 本支部会員は、別に定める会費を毎年納めるものとする。会員は定期支部総会に参加し、学術集会で研究成果を発表することができる。

第4章 役員

第7条 本支部に次の役員を置く。

1. 支部長 1名 (岡田宏基)
2. 地方会会長 1名 (高田 裕;平成28年度)
3. 支部代議員 学会代議員と同数

第8条 支部長は、当該支部の本学会理事の互選によって選ぶ。支部長は、本支部を代表し、会務を総括し、支部代議員会で議長となる。

第9条 地方会会長は、支部代議員会において決定し、地方会を主催する。

第10条 本学会代議員は、支部代議員を兼務するものとする。(地方会代議員会資料)

第11条 支部代議員は支部代議員会を組織し、支部の重要会務を審議決定し、支部総会の承認を得るものとする。

第12条 役員任期は本学会役員にあわせて再任を妨げない。ただし、地方会会長は前回の地方会終了より担当地方会終了までとす

る。地方会会長は重任はしないものとする。ただし、再任は妨げない。

第5章 会計

第13条 本支部の会計年度は本学会の会計年度にあわせる。

第14条 本支部の経費は本学会よりの交付金、および支部会費、その他の収入をもって当てる。

第6章 会則変更

第15条 本支部会則を変更するには、支部代議員会の審議を経て、支部総会出席会員の3分の2以上の賛成決議を要する。本会則は平成3年1月1日より施行する。

第16条 (設立年月日)
本誌部の設立年月日は、昭和52年11月26日とする。

第17条 (規約施行日)
本会則は昭和52年11月26日より施行する。

付記 支部会費は年額1,000円とする。
(⇒「2,000円」に平成18年改訂、平成26年に1000円に再改訂)

平成17年1月1日一部改定(平成16年10月30日)

第2条 事務局の移動

第5条 学生会員の新設

平成22年10月6日一部改定 第2条事務局移動

平成24年 一部改訂

平成26年 一部改訂(会費を年額1000円に改訂)